

Gyosei-shoshi

Tokyo

行政書士
とうきょう

2013 No.531

3

MONTHLY

●第1回「行政書士とうきょう」寄稿優秀作品表彰式を開催



東京都行政書士会

東京都行政書士会は、
2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を
応援しています



行政書士とうきょう

CONTENTS

●業務情報 01

職務上請求書の様式改訂に伴う差し替えのお知らせ
 職務上請求書の購入申込について
 倫理研修(ビデオ)のお知らせ
 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて
 建設業法施行規則の一部を改正する省令の公布について
 建設関係の資格取得を応援します
 自転車事故を考える
 「東京都帰宅困難者対策条例」施行!
 原子力損害賠償に関する情報提供

●報告 24

第1回『行政書士とうきょう』寄稿優秀作品表彰式を開催
 平成25年1月度新入会員のご紹介
 理事会・支部長会合同会議取材報告
 八王子市役所に多摩地区で初の「行政書士名称板」
 目黒区職員研修 取材報告
 市民相談センター全体会議開催報告
 調停人候補者養成研修中級編開催報告
 ADRセンターの活動報告
 ADRひろば
 調停実施報告
 賃貸住宅問題相談センター 稼働状況
 第2回賃貸住宅問題講演会開催報告
 第3回講演会開催報告

●寄稿 39

韓国行政士法の改正と大韓行政士協会への訪問
 著作権教育(法教育)実施報告
 「法教育」における「著作権」
 行政書士資格取得応援講座の講師として招聘されて(事例報告) 前編

●講習会・研修会案内 50

暴力団等排除対策委員会 総務部 市民法務部
 研修会(支部主催)

●支部だより 55

荒川 多摩中央

●ひろば 58

世界の街からこんにちは
 「オススメの一冊・思い出の一冊」
 囲碁同好会 ボウリング同好会 登山クラブ
 ウォーキング&ランニングクラブ フットサル同好会
 美食倶楽部 厚生部 俳壇・歌壇・川柳
 東京会会員便り(2013.00.00~2013.00.00)via Twitter

●会議開催報告 71

●伝言板 75

●会長日誌 77

●会員の動き 78

●インフォメーション 79

会長選挙事前説明会の開催について
 平成25年度役員選任規則による会長選挙日程
 『会員のための業務相談』について
 ヒルフェ通信(3月号)

●広報部からのお知らせ 82

「行政書士とうきょう」投稿案内
 リーフレット販売のお知らせ
 「支部だより」の掲載基準について
 「会員の著作物」紹介について
 会員用サイトへの『行政書士とうきょう』PDF版掲載について
 会員用サイトのID・パスワードの取得方法等について

●『行政書士とうきょう』の電磁的配信(PDF配信)について 87

●『行政書士とうきょう』定期有料購読のご案内 88

行政書士資格取得応援講座の講師として
招聘されて（事例報告） 前編

北支部

富田 賢

去る1月19日、26日の2回にわたり、川口市立上青木公民館主催事業「行政書士をめざす人に教えるプロの講話」の講師として招聘されました。

今まで川口市役所職員であったというご縁から、相続遺言制度・成年後見制度・葬儀の知識・人権問題など多くの講義を川口市内各公民館でさせていただいた私ですが、さすがに今回は初めてのテーマでした。

そもそもこうしたテーマは各種予備校では珍しいものではなく、行政書士試験の合格を目指した受験講義を経て、合格後の実務講座に至るとというのが定番です。しかし予備校ではなく、地方自治体の社会教育施設にて実施するのは、おそらく「日本で初めて」と言っても過言ではないでしょう。

今回の講座は、行政書士資格取得を念頭においた就業支援講座です。

すなわち政権が変わったとはいえ、わが国は長引く不況の下、若年層の雇用環境は悪化の一途をたどっています。完全失業者数は260万人と30カ月の減少傾向を示し、完全失業率も5%を切ったとはいえ、それでも若者の中では「就職は厳しい」という根強い意識があると思われます。そうした中で現状に飽き足らず、かつての私のように取って「独立開業」に踏み切って、夢を負うチャレンジャーもおります。

そうした若者を中心とした就業支援の一環として、行政書士資格取得とその後の開業準備から実務定着に至るまでをレクチャーすることとしました。

本講座は、行政書士試験の合格を保障するものではありません。保障を求めるのなら予備校に行っていただくしかありません。私と主催者側の考える就業支援講座とはあくまで社会教育事業であり、実利的な面だけ期待されると困ってしまいます。そのため必ず自己責任において行い、講師も公民館側も責任を負うものではないことを申しました。

【第1回 行政書士試験受験編～私はかく戦った！苦難の浪人時代】

(1) 行政書士制度の歴史・変遷

実務上のいわゆる業際問題に注意するには、外せないテーマです。わが国は特にニーズの多様化から、世界各国に比べても士業の職域がとくに細分化されています。

明治時代の法律家は代書人・代言人・証書人の3とおりでだけでした。代言人は弁護士、証書人は公証人となりました。かつての代書人は一般代書人・司法代書人と分かれた後、それぞれ行政書士・司法書士となりました。さらに昭和26年の行政書士法制定と同年に海事代理士制度が確立、「海の行政書士」と言われています。43年には社会保険労務士が分化されました。

(2) あなたは何のために行政書士をめざすか？

行政書士など士業のステイタスとは、国家資格であり高度な専門性が要求され、その発言は政治家と同じぐらいの重みがあります。行政書士倫理綱領第4項でもその精神が生きています。

大抵の良心的な行政書士は世の中のために役立ちたい、と考えるでしょう。その社会的意義として、単なる代書屋から「街の法律家」としての姿勢が求められ、適切なサービスを提供することでお客様から感謝され、知り合いを紹介してもらえるなど「感謝の再生産」が繰り返され、ひいては自己実現に繋がります。

(3) 行政書士を志した理由

行政書士を志した理由も話しました。これ話すのはとても恥ずかしいことですが、ここを避けると講義全体に説得力を持たせることができません。市役所勤務時代の末期的症状により仕事に悩みを持ち、病気を再発したこと。まだ当時はギリギリ若かったので、すべての人たちの反対を押し切って退職を決断したこと。

理由（建前編）としては、前職を活かして行政と市民の掛け橋となること。

理由（本音編）としては、人間関係を気にせず1人で伸び伸びと仕事できる、行政書士試験科目の中に民法・地方自治法など得意科目があった、「先生」と呼ばれる (!)、市役所時代と匹敵した社会的地位・年収が得られる (と 思った)、と正直に言うと、受講生から自然と笑いがこぼれました。

(4) 勉強スタイル

私が1年目は独学で不合格となり、2年目に予備校通学によって合格を果たしたという経験から、両スタイルの長短所の比較をしつつ、効果的な学習方法を説明しました。

(5) 試験直前期の過ごし方

直前1カ月はできる限り外出を控え、可能であれば仕事も休職するぐらいの覚悟が必要です。私はどうしても見たいTV番組がある場合は、録画したものを食事中に見る、という工夫などをしました。

会場の事前下見を怠らないようにする。体調管理はもちろん、直前のネット上にあふれる怪情報に惑わされないようにし、試験当日の持ち物に至るまで説明しました。例えば当日試験会場に山ほどのテキスト類を持参してくる人を見受けますが、そのようなことは全く無駄であり（もう間に合わない）、体調を整えるためむしろ軽装にした方がよい、といった感じです。

(6) 合格発表までの過ごし方

試験日から合格発表日まで約2カ月半もあります。まず試験当日は勇気を出して、予備校等の解答速報をチェックしてみます。それによって今後の身の振り方を決定できます。私は2度目の受験のとき合格を確信したので、補助者就職を果たすために都内行政書士事務所のリサーチや、法律知識の担保のために予備校の問題集を再度解いたりしていました。

(7) 本年度試験問題をのぞいてみよう

第1回講義のラストでは、特に主催元から頼まれまして、実際の24年度試験問題を解いてみるというワーキングを盛り込みました。

昨年末に政権交代したということから、「内閣の責任」についての五指択一問題と、また私が相続案件を得意とすることから「遺留分制度」についての記述式問題に取り組んでみました。本講義の段階では全く解けなくても当然、ともかく本試験のイメージをつかんでもらうのが目的です。

【第2回 独立開業・業務確立編～独立して早3年、現在に至るまで】

この回は、他の士業や独立系資格（FP・宅建など）、また一般事業主として起業を目指す方の聴講にも耐えられる内容となっております。

(1) 何のために行政書士資格を活かすのか？

例えば行政書士試験に合格した、と友達に告げると「あら、すごいわね!」と返事してくれるでしょうが、これはただのお世辞・社交辞令に過ぎず、暫くすると自分自身ですら感動が薄れていくものです。

①行政書士受験生→②行政書士試験に合格→③行政書士として登録→④行政書士として仕事する→⑤行政書士として活躍

上記は①から⑥に向かう時系列ですが、最低でも④までは進まないと言われている中でその存在を認められないし、自身も胸を張って「私は行政書士です!」と言えないものです。ただの有資格者(②)やいわゆる幽霊会員(③)ではつきりません。最終的なゴールとして⑤を目指すべきです。

といっても私もまだまだ⑤の段階には程遠く、ひたすら業務研鑽を積んでいる段階ですが。

(2) 隣接士業との連携でワンストップサービス

再度、昔の“代書屋”から今の“街の法律家”へのイメージチェンジについて、また業際問題について念押しの説明をしました。業際問題を考えることは裏を返して言えば、隣接士業との連携やワンストップサービスへの一歩を踏み出せるのです。

相続案件を例にとると、行政書士は遺産分割協議書を作成し、それに基づく相続人確定調査や財産目録作成を行う。その後の相続登記は司法書士に回し、相続税申告は税理士に回す。協議が不成立になれば、遺産分割調停の代理人を弁護士にお願いする、といった流れです。

私はこれについて分かりやすく「行政書士は街医者で、手に負えない場合は大病院に回す」とカテゴライズしますが、大病院こそ弁護士・司法書士・税理士であるわけです。

新人行政書士に人気の業務(入管・相続・成年後見)や、新時代の業務(成年後見・ADR・著作権知財)について説明しつつ、特に入管業務での“黒転白”といわれる実際の違反事件等を事例に上げて、新人が注意すべき点を促しました。

(3) いくつかの選択肢

試験合格後はいくつかの選択肢があります。

- ①いきなり独立開業
- ②使用人行政書士
- ③(有資格者の)行政書士補助者
- ④現在の勤め先でのキャリアアップ

①は“泳げないくせにいきなりプールに飛び込む”状態であるのに、世の中で圧倒的に多いケースです。私の場合は両親の強い勧めもあり③でした。ただし私の補助者経験については本講義の趣旨ではないので省略しました。

(4) 開業準備

①準備期間

おおよそでいいから準備期間を割り出し、その中でも登録書類提出日、登録日、交付式の日、テナント入居日といった節目の日程を設定していきます。

②事務所名

私は師匠や同門の兄弟子にならって「行政書士富田賢事務所」とオーソドックスなものにしました。これは「行政書士富田」で検索上位に上げるためであり、現実にはわが国には25名の富田という行政書士が登録していますが、必ず弊事務所のホームページが検索トップに上がります。

③自宅かテナントか

自宅開業ならばコストダウンになるに決まっていますが、利便性・家族の協力・自分の確立したい業務と照らし合わせて慎重に判断しなければなりません。

私の場合、自宅(北区志茂、事務所所在地から自転車で5分)だと不便でローカルであることから、多数の路線がある赤羽駅にできる限りの接近を望みました。自宅ではワンちゃんがとてもよく吠える、といった理由もありました。したがって開業資金も自宅開業の場合とは比較にならないくらい跳ね上がりましたが、現実の私の場合の費用リストを受講生に提示しました。その中にはテナント料のほかに事務机・パソコンといった備品も当然含まれます。

(5) 黎明期

①いきなりは仕事はやってこない

当り前のことです。近年、士業の数が激増したことで、新入行政書士は名前も知られていない、実績もないから信頼されにくい、とハンディキャップを背負うのです。したがって向こう1年間は収入ゼロも覚悟しなければなりません。私の後輩の社労士で「2年分の生活費を貯めた」という方がいるぐらいです。

また「開業1年で1,000万円稼ぐ方法」などといった派手なキャッチコピーに振り回されないようにしてください。これは極めて特殊な成功例で、大多数の士業には当てはまりません。

②営業方法、特にホームページは絶対に作る！

開設DM（一生に一度しか発送できないものだから必ず行く）、名刺、ホームページ、ブログ、フェイスブック、チラシ、事務所報（ニュースレター・メルマガ）、直接訪問が考えられます。

特にHPは絶対に作成しなければなりません！年輩のベテランの先生方でHPがない、というケースは功なり名を遂げていて必要がないからです。今はお年寄りでもHPのプロフィール欄を点検して、士業に問合せし初来所してくるものです。私は趣味でピアノを弾きますが、「私もコーラスをやっている、富田さんがクラシック音楽を好きなのが入った」と遺言業務の依頼に来られた老婦人がいらっしゃいました。

③内部資格（資格内資格）をとっておこう

できる限り取得しておきます。申請取次行政書士・著作権相談員・不当要求防止責任者など枚挙に暇がありません。実務がまだ殺到しない閑散期がねらいです。

④研修でスキルを磨こう

各種研修会に参加することで、実務スキル・法改正情報・トレンドをつかむことは大事です。行政書士会はもちろん商工会議所（非会員OKの無料セミナーもあり）や、地元の市区町村でも役立つ研修会はあります。商工会議所では契約書の作成方法、謄本の見方、税金や融資、あるいはホームページ作成セミナーなどというもので受講しました。

将来、自分が講師をしたいと考えるならば、数多くのセミナーを受講することで講義スタイルのいいところだけを“盗む”こともできましょう。

⑤ついに来た！初めてのお仕事

前述の①～④の作業をしているうちに、「初めてのお仕事」というものが必ずやって参ります。

私の場合、役員変更の書類作成の仕事をしていただきました。小学校の同級生のお父様が看板屋（建設業許可有）の社長をされていたことから生じました。

幸い開業4日目にして舞い込んできて、報酬は1万5千円と少額。それでも必死に調べ上げて緊張して成し遂げたときは、とても嬉しかったです。

⑥日常業務

行政書士の日常業務は何も書類作成だけではありません。

例えば私は「作業日報」をつけています。これは師匠の事務所で補助者をしていた頃からの習慣ですが、現在に至るまでただの1日も欠かさずつけています。

●1年前の○月×日に何の作業をしていたか？

●誰と会い、誰と連絡を取り合ったか？

もちろん手帳でも代用できますが、私は時間帯や場所などをもう少し詳細に記載しております。これの有効性は計り知れませんが、ほかにも売上リストである「事件簿」、支出一覧をつけて費目分けしておけば確定申告のときに慌てなくて済みます。こうした地味な日常作業が事務所運営の大切な土台となっていきます。

またホームページ管理・更新も重要な日常業務です。キーワードをどんどん挿入することで検索上位にだんだん持っていきますが、多忙の時は「最終更新年月日」を変更するだけで閲覧者の目を騙すことができます（笑）。というのは私のHPを毎日閲覧する、というコアなファンもいたりするからです。（次号へ続く）